

第4回中野区ユニバーサルデザイン推進審議会 会議録

○ 日時 平成28年11月17日(木) 午後7時～9時

○ 会場 中野区役所9階 第11、12会議室

○ 出席者

1. ユニバーサルデザイン推進審議会委員

出席委員(16名)

竹宮 健司(会長)、徳田 良英(副会長)

赤星 義彰、秋元 健策、遠藤 由紀夫、荻野 嘉彦、鈴木 真理、高橋 博行、田中 章生、

花堂 浩一、向山 茂樹、宇野 雅子、倉田 結花里、田中 忍、山崎 泰広、山脇 啓造

欠席委員(1名)

岸 哲也

2. 出席職員

政策室副参事(広報担当) 堀越 恵美子

健康福祉部副参事(障害福祉担当) 岩浅 英樹

都市基盤部参事(都市計画担当) 豊川 士朗

3. 事務局

政策室副参事(企画担当) 海老沢 憲一

政策室企画調整担当職員 3名

政策室人権・男女共同参画担当職員 2名

開始 19:00

○ 竹宮会長

これから第4回中野区ユニバーサルデザイン推進審議会を開会いたします。

本日出席されている委員は16名です。総数17名の半数を超えておりますので、条例の規定を満たしております。有効に審議会は成立しております。なお、岸委員は欠席となります。

今回の審議会では、議題の4にありますとおり、ユニバーサルデザインの検討を進めていくに当たり、「基本方針」と「各主体の役割」について、ある程度、イメージを固めることを目標と考えております。

議題の1から3については、確認が中心になりますけれども、1つずつ事務局のほうからご説明をお願いしたいと思います。議題1「中野のまちの将来像について」、よろしく願いいたします。

○ 海老沢政策室副参事(企画担当)

中野のまちの将来像というところがございますが、これについては先般のユニバーサルデザイン推進審議会の中で、中野区としての上位計画、あるいは上位の目標といったものをしっかり説明していただきたいというところ、ご要望があったものでございます。それに基づきまして、今日、資料提供させていただくということでございます。

「中野区基本構想」の冊子をお配りしてございますが、これが区民の共通目標ということと区

政運営の基本的な指針となっております、まちの将来像のベースとなるというふうに考えているところでございます。

この中に中野のまちの将来像というのが書かれてございます。「中野区は、これまで築いてきた歴史と個性を受け継ぎながら、まちに住む人の生活の質を高めていきます。同時に、多くの人々がこのまちを訪れ、幅広い活動を展開する、誰にとっても快適な、魅力あふれるまちをめざします」と。「そこでは、人々がいきいきと暮らし、ともに協力し、支えあいながら生活を営んでいます。その中から、地域に根差した支えあいの精神が育ち、独創的、先進的な文化や芸術が生まれ、社会を豊かにし、次代を切り拓くような財やサービスが次々と生まれていく」と。「そんな魅力あるまちを目指していきたい」と。

これが中野のまちの将来像として描いている。これを究極的な目標として、いろいろ区の基本的な運営ですとか、あるいは共通の目標として、共通の目的として進めていきたいということでございます。

この段階では、「ユニバーサルデザイン」という概念は、この中には書かれてございませんけれども、まちの将来像、これを実現していくための取り組みということで、ユニバーサルデザインを進めていくということになるのかなと考えています。

これを踏まえまして、ユニバーサルデザインとして取りかかる必要のある内容といたしましては、以下のとおりであるというところで書かせていただきました。

1点目といたしましては、このまちの将来像の中に書かれています、「多くの人々が訪れ、幅広い活動が展開される誰にとっても快適なまち」というのが1つ。この要素といたしまして、ユニバーサルデザインの将来像と捉えたときに、「誰もが自らの意思で、自立して社会参加できるまち」と。自立して社会参加というところにやはりこだわっていきたいというところで、そのためのユニバーサルデザインであるべきだということを考えています。

もう1点は、「訪れる人も含めて、安全・安心で快適に過ごせるまち」でなければならないというところで、いろいろなユニバーサルデザインの取り組みが出てくるのかなと思っています。

3点目といたしましては、「人々が生き生きと暮らし、協力し合いながら生活が営まれる」ということが究極的な将来像ということになります。そのユニバーサルデザインとして取り組んでいかなければいけないのは、やはり、「活発なコミュニケーションによって協力や解決が図られている」というようなまちづくりを進めていくということ。それと、「ユニバーサルデザインに対する区民の理解が広がり、取り組みが進んでいるまち」ということでございます。

中野区のユニバーサルデザインの共通理解が全体として必要なのかなということで、先般来、いろいろお話が出ている教育や啓発といった要素が、やはり内容としては必要なのかなというところでございます。

具体的な将来像としては、8ページ、9ページ、11ページ、13ページに出てきているような内容で、これはユニバーサルデザインという概念に触れたわけではありませんけれども、就労ですとか、あるいは交通施設のバリアフリー化が進んで、安全、快適な都市生活が行われていると。あと、社会参加が進んでいるようなまちだと。それから、区民相互の人権が守られ、尊重し合える地域社会が形成され、多様な文化や多様な生き方が認められている。こんなまちを実現していくということでございます。

ユニバーサルデザインという、中野区の概念の中では、そういったことを目指していくということになるかなとも考えております。

将来像については、説明は以上でございます。

○ **竹宮会長**

ただいまの資料につきまして、何か委員の皆様からご質問ございますでしょうか。

○ **宇野委員**

この将来像、全然悪くはないと思うのですけれども、ただ別にこれ、中野区という感じがしないのが、ちょっと。だからどうということは私の中には答えはないのですが。ただ「中野」と書いていなくても、別に「新宿」と書いてもいいし、「渋谷」と書いても、日本全国、どこでもいような感じがするので、それが無いのが少し寂しいというのが1つです。

ここに言っている中野区の人たちは、やっぱり中野区がいいまちになってほしいというか、魅力的なまちになってほしいという気持ちで、来ているのだと思うのです。今日たまたま、「だれでもトイレ」について、少し勉強する機会があって、そのときに、京王電鉄の商業みみたいなチラシを、どなたかが持ってきてくれたのですが「住んでもらえる、選んでもらえる沿線づくりに取り組んでいます」というのがあったのですね。これは企業だから、こういうことを言えると思うのですけれども、私たちの心の中には、中野区に住んでいて、「どこに住んでいるの？」と聞かれて、「中野区」と言ったら、「ああ、いいまちだよ」と言われたい気持ちがすごくあるのだと思うのです。

だから、そういうことも、選ばれるまちになってほしいということだと思うのですけれども、それはちょっと露骨過ぎて、こういうところには書けないとはもちろん思うのですが、何かそういう中野区に住んでいることを誇りたい気持ちはあると思うので、それを反映したものになってくれるとうれしいなと思います。でも、私の中には答えはないのですが。

○ **田中（忍）委員**

今、宇野委員が言われたことに関連してです。これは、今の事務局からのご説明を超えて、おそらく、宇野委員の発言は中身的なところに入っているのですけれども、それでもよろしいですか。我々が考えている将来像のところに入り込んでしまっても。

○ **竹宮会長**

できれば、それは後で議論したいので順番にお願いします。説明を3つ聞いていただいてから、議論したいと思います。

○ **田中（忍）委員**

それでは、それは後にします。

○ **竹宮会長**

次の「審議会の進め方」について、事務局からお願いいたします。

○ **海老沢政策室副参事（企画担当）**

第3回の審議会の中では、取り組みによって目指す将来像の議論をしていただいたということでございます。これにつきましては、この後、説明があります資料3の「検討資料」の左側のほうの検討の視点として、意見をそれぞれまとめたものを記載させていただいております。これを今日の議論として使わせていただくということでございます。

今回は第4回でございますから、将来像として仮にまとめたものを資料の3番の右側の欄にまとめさせて、ここは仮置きでございますが、書かせていただきましたので、それについて確認してもらいながら、基本方針ですとか、そういったところの議論をしていただくということでございます。この部分でございますが、条例をつくった際の例えば前文の要素になってきたり、基本的な中野区のユニバーサルデザインの考え方のコンセプトというところになろうかなと考えております。

次に、本日の議論の中心ですが、今、申し上げましたように、将来像全体としては、基本方針の整理とそれぞれの役割ということで、議論していただきたいと思っております。今日の議論を踏まえてまとめたものを、また右側に書き込んでいただくように考えております。ここまでが中野区のユニバーサルデザインの理念のベースになる部分だと考えておりまして、第5回になりますと、理念のベースの部分を確認しつつ、将来実現するための方策について、集中的に議論したいと考えています。もちろん、議論に基づいて、今後、理念の部分も変えていくということもあり得ると考えておりますが、方策につきましては、ある程度、カテゴリーを切り分けて、議論をしたほうがいいのかと考えています。例えば以前に少しお話ししたかもしれませんが、ハードですとか、ソフトですとか、それから最も大切と考えているのが、これは終わりがある話ではありませんので、少しずつレベルアップしていくための取り組みを進めていく仕組みづくりといったところについて、議論をしていくということになるのかなというふうを考えています。

第5回の時点では、これまでの議論を取りまとめて、答申の骨子になるものを事前に事務局がお示しをして、それを見ながら議論という形にさせていただきたいと思っております。

もう1点でございますが、最終的な答申の形が見えないというようなご意見も頂戴しているところでございますので、当初お示ししている諮問事項について、再度、立ち返って確認させていただきたいと思っておりますが、今回の審議会でございますけれども、今後、策定を予定している条例の条文そのものを、この審議会で作くり出すというものではありませんで、区がユニバーサルデザインを進めるに当たっての将来像やそれぞれの役割、あるいは必要な方策等について議論をしていただきまして、必要な要素を答申していただきたいと考えているところでございます。区が答申を踏まえまして、さまざまな区民の声もいただきながら条例を制定し、計画策定を進めていくと。こういう流れになるということでございます。

したがいまして、答申の形といたしましては、現在考えておりますのは、必要な要素ごとに項目立てをして、箇条書きをしていくというようなイメージを考えているところでございます。

○ 竹宮会長

ただいまの進め方についての質問はございますか。進め方についてはよろしいですか。

それでは、続きまして議題の3「ユニバーサルデザイン教育について」に入ります。資料2について、事務局から説明をお願いします。

○ 政策室人権・男女共同参画担当職員

これまでの議題の中で、教育について大事ではないかということが議論されていきましたので、大田区、世田谷区、江東区で実践されている講座につきまして、概要を説明させていただきます。

大田区では、小学校4年生を主な対象として障害者団体を中心とした当事者による講話と疑似体験の講座を行っています。独自でつくられたハンドブックを、授業が行われた後に配りまして、

振り返りに使っているということです。地域と職員につきましては、同じような講話と疑似体験を行っております。内容につきましては、資料を参考にしてください。

世田谷区につきましては、小学生、事業所、職員と行っているのですが、小学校4年生に対してだけ、独自に作成したハンドブックを利用しまして、やはり授業が終わった後に配るのですが、こちらはユニバーサルデザインの考え方の講話を担当職員が行っております。社会福祉協議会と共催ができる場合については、障害者団体の方と一緒に車椅子、白杖、点字の体験を実施しているということです。事業所と職員については、ユニバーサルデザインの考え方の講話のみで、担当の職員が行っております。

江東区につきましては、小学校4年生を中心にして、小学生へユニバーサルデザインの考え方の講話と体験の95分のパッケージをつくりまして実施しています。地域につきましては、今年度から商店街の方、金融機関の方々を募りまして、「街歩き体験」というのを、開始しているようです。

○ 竹宮会長

事務局から、ユニバーサルデザインの教育啓発に関して各区の取り組み状況をお伝えいただきましたけれども、この資料につきましては、何か皆様のほうからご質問、ご意見はございますでしょうか。

○ 山脇委員

いずれの区も小学校4年生が対象になっているということですか。これは何か事情があるのですか。

○ 政策室人権・男女共同参画担当職員

小学校4年生が人権をテーマで授業をするというカリキュラムになっているので、人権ではないという認識なのですけれども、ユニバーサルデザインというところに入っていきやすいということかと思われます。

○ 山脇委員

逆に言うと、5年生や6年生は、そういうカリキュラムがないということですか。

○ 政策室人権・男女共同参画担当職員

これは、横の備考にも書いてあるのですが、校長会で「こういうものがありますので、ぜひ体験したい方は応募ください」ということを、毎年募集しているので区役所としては「4年生です」という話はしますが、学校で5年生、6年生、2年生、そういう学年で必要だと言え、その学年で行うそうです。

○ 徳田副会長

小学校などで、こういったことを行おうとする場合に、教育委員会のさまざまな縛りがございまして、課外授業などを催すのが、実際難しかったです。私の住んでいる松戸の場合は、交通バリアフリーの基本構想をつくったときに、市民団体の方々が集まり、市民と区で協働して『心のバリアフリー』という冊子をつくりまして、小学校の教材として使ってもらおうようなことをしておりました。

この『心のバリアフリー』冊子というのは、松戸市のホームページに行きますと、誰でも入手できるような状況になっているのですけれども、どうしてもこういうものをつくろうとすると、

お金がかかったりするわけなのですが、このときは千葉県のバリアフリーの中のコンクールのようなものがありまして、そこから助成金を充ててもらいました。それで、メンバーの方々に障害当事者の方々もたくさん入っておられまして、この冊子を持って各小学校などを回ったりして、少しずつ啓蒙活動をしたり、お祭りなどの人の集まる場所のイベントで行ったりとか、細々ですけれども、区と市民団体の方と一緒にやって、お子さんの教育などにもあたるような活動しております。一応、紹介までです。

○ **荻野委員**

中野区でも多分、似たようなことはやっていると思いますが、これはあくまでも他区でやっているものの例ということで挙げられたと思うのですが、東京都では何か都としての取り組みがあるのでしょうか。

○ **政策室人権・男女共同参画担当職員**

東京都ではなく、中野区でということになります。中野区は人権のテーマで行っております。ただ、ユニバーサルデザインのあり方というのは教えていなくて、障害のある方の体験を行ったり、外国人のことを知るとか、そういう学校ごとにテーマを決めて授業をしています。人権のテーマということで、各学校が考えていろいろなテーマで取り組んでいるということです。

○ **荻野委員**

学校の話で言いますと、人権教育推進指定校とか、そういう形で学校ごとに、年度で取り組むということはよくやっているのです。人権であったり、今だったらオリンピック・パラリンピック教育推進校とか、そんな形で、学校ごとにいろいろなことをやったりすることはあります。

あと私の経験ですけれども、学校って、避難所になることがありまして、避難所ごとに例えば開設訓練をやったときに、障害者の方の対応を、身体障害者の方が主でしたけれども、そういう方が、実際に訓練の場にお越しになって、こういうことが困りますとそんな話をして大変参考になったと。地域の避難所の訓練ですから、地域の老若男女が集まるわけです。たまたま体育館の2階がフロアなものですから、そこに上がるのに苦労しましたとか、そんな話があったりしました。ちなみに避難所は、女性に対する配慮とか、最近ではペット連れに対する配慮とか、そんなことで、いろいろ運営の方向も変わったりしてきている、という情報提供でした。

○ **竹宮会長**

中野区の教育に関しては、独自の教材はおつくりになっていますか。

○ **政策室人権・男女共同参画担当職員**

いいえ、独自ではつくっておりません。ただ、人権の指定校というのがありまして、そこで教員が2年間をかけて、例えばユニバーサルデザインというので、1回行っているのですけれども、それは教えるときの授業のやり方で、誰にもわかる黒板の書き方だったりとか、誰でもわかる発表の仕方だったりということを、研究をしてというのは、行っています。それを発表して、最後、授業で生徒に行っているということはやられているようなのですけれども、特段、そのときにこれをつくりましたので、皆さん、見てくださいねという形はありますけれども、これを使ってやりなさいということはないようです。

○ **竹宮会長**

教員の自主研究のような形の成果発表をやるということですね。

○ 田中（章）委員

先日なのですが、鷺宮地域で、地域の児童館主催のものと、鷺宮小学校のPTAと野方警察署が協働で生徒たちに募集をかけて行う、安心安全の触れ合いや、地域で駆け込み体験を行いました。地域の安心安全を地域で守るということで、そういう協力をしてくれる商店街や、個人宅にマークがありまして、そこに何か不審者があった場合には、声を上げて、その家に飛び込んでいっていいのですよというような試みというのは、小学校と鷺宮地域では行うのですね。

学校が主催としては難しいのかもしれないのですが、僕がたまたま商店街の絡みで参加させていただいて、こういう疑似体験というのは各地域では、もしかしたらPTA主催とかであったりするのではないのかなというのがあるのですが、小学校とかはどうなのですかね、たまたまなのですかね。鷺宮小学校は鷺宮小学校のPTAと、ということでやっていたので、ほかの地域というのは僕わかりませんから、たまたまそういうのがありました。そういう部分で、協働でやるのであれば、将来的ではないですが、こういうユニバーサルの疑似体験というのが、また可能なことなのかなというのが、最近そういうところに出ましたので、提案させていただきました。

○ 山崎委員

以前手伝っていた佐賀県と静岡県の場合なのですが、小学校、中学校に関しては、ユニバーサルデザイン・アイデアコンテストをやったのです。アイデアコンテストをやるためには、その前にまず学習して、理解して、その後例えば個人とかグループとかクラス単位でいろいろ話し合っただけじゃいけないので、すごく理解は深まると思います。

ここには学習発表会というのはあったのですが、コンテストがなかったもので、僕らがやってきた中では、すごく効果があったのでご紹介しました。

○ 田中（忍）委員

田中章生委員の追加で、少し申し上げようと思ったのですが、教育委員会で難しいから、地域やPTA、そういったところの主催で、いろいろな教育や取り組みができるのではないかというお話でしたよね、どこか他の地域でもないかと。

そういった意味では、私は大和町で子どもは大和小ですが、行っています。駆け込み体験もやっています。もちろん、ユニバーサルという観点ではないのですけれども。そういった取り組みをやっていますが、もちろんそれを継続してというのはありますし、PTAの交流会といった中に組み込むことは、教育委員会がやるよりは簡単なのかもしれない。ですけれども、教育委員会でなかなか難しいというところを、その可能性を、そこは無理だよねとやらないでほしいのです、区民からしてみれば。やはり学校でも、取り上げていただきたいというのが私の言いたいところです。

○ 秋元委員

社会福祉協議会の現状としてですが、把握しているところを申し上げますと、本当に数年前までは総合的な学習の時間ということが教育の中で位置づけられていましたので、うちのボランティアセンターに学校の先生から連絡があって、いわゆる当事者の方と触れ合う機会というのを設けさせていただいた。もちろん、高橋委員の団体にも、いろいろご協力をいただいてということがありました。ただ、最近としては、学校の先生から直接連絡をいただくということは、年に数

件あるかないかというところになっていまして、圧倒的に少なくなってきているというのが現状と思っています。

先ほどの人権という時間を設けられたということなのですが、その中でもやはり、こういうバリアフリーを喚起するということが抜けているというのが、正直なところかと思っています。

あと、先ほど学校の中でPTAとか、いろいろ絡んでということと言うと、最近行っているのは、これはずっとやられているのですけれども、特に中学校で多いのは、敬老の日に鉢植えをプレゼントするというので、実際に地域の高齢者の方との交流活動というのは、多くの中学校でやられているのではないかなと思います。こちらのほうで把握しているのは以上です。

○ 高橋委員

私も今年はもう2校ほど既に行ったのですが、小学4年生の子たちが最後というか、後ほど、翌日か、何週間ぐらいか経って、いろいろ感想を書いてくれるのです、一人ずつ。それをずっとチェックしていくと、ちょっと、しまったと思うようなことがあることに気づくことがあります。

それはどういうところかという、この疑似体験ということもするのですけれども、例えば車椅子だとかアイマスク体験とかを4年生の子たちにしてもらおうと、やはり感想の中には「怖かった」とか、あと「大変だと思った」とか。そこでもう思考が、あっ、この子たちはとまってしまったな、というような、非常に苦い体験をすることがあります。

最近、先ほど山崎委員からもあったように、アイデアコンテストというのはすごくいいと思っていて、「だから、どうしないといけないの？」というところまで、子どもたちの思考を持っていきたいというように。決して、我々が非常に厳しいような状況でもないし、若干、皆さんの助けを借りられると、もう普通にやっていけるというような前向きな方向に子どもたちの思考を持っていきたいということと、もう1つは、私たちが「こうしてください」といったお願いするのではなくて、「あっ、こうだから、こうしないといけないのだな」という、子どもたちのほうからのそういう積極的な考えとか知恵とかが出せるような、そういうような場というのがいいのではないかなと、よく私なんかは思いながら、やっております。

○ 宇野委員

ちょっと外れるかもしれないのですけれども、昨日、一昨日ぐらいのいじめの横浜の事件ですが、あれは結局、大人が、親が言っていることを聞いて、子どもが言ってしまう。だから、親というか、大人の教育もどこかに組み込んでもらおうといいなと思います。

練馬で「ねりとも」というのが、今あるみたいで、ワールドカフェといって、いろいろな世代の人が交流するというものらしいのですけれども、ファシリテーターという支援者がいて、テーマを話し合う手法らしいのですが、小グループでみんなで話し合っ、グループを変えていき、全員が参加したような感じになる。結論は出さなくて、相手の意見を否定しないということが原則らしいのですが、そういうのがあると理解が深まっていくのではないかなと思います。板橋や都立第四商業高等学校でも広まっているみたいなので、そういう有効な手法なのではないかなと思います。

○ 山崎委員

今、私は内閣官房の「ユニバーサルデザイン2020」という、2020までにどういうユニバーサルデザインを実現しようか検討する委員会に入っているのですが、その中でのユニバーサ

ルデザインの社会の考え方というのが、「支え、支え合う」なのです。昔は「手を差し伸べよう」という、どちらかと言うと上と下があった。もちろん、重度の障害の方もいるのですが、そこをなるべく「支え、支え合う」社会にという考えです。やはり今後将来ということを見据えたときには、そのくらいの考え方で持ち上げてもいいのかと思います。

○ 荻野委員

この資料2で、世田谷区で「対象事業所（年1回）」というのがありますけれども、これはどういう事業所が対象になっているのでしょうか。また、中野区はあまり聞いたことがないのですが、類似のことはやっているのでしょうか。

○ 政策室人権・男女共同参画担当職員

世田谷区では、区役所の中に委託で入っている事業所からユニバーサルデザインの研修をやってほしいという依頼があり、実施したということでした。

中野区では、人権のテーマで事業所から毎年依頼があり、お話することはございますが、ユニバーサルデザインではないです。

○ 竹宮会長

それでは、議題の4「基本方針」、「各主体の役割」等について入りたいと思うのですが、この議題に入る前に、田中忍委員から事前に配付したいという資料がありますけれども、皆さんに配付して、説明していただいてよろしいでしょうか。それでは、田中忍委員、手短にご説明をお願いいたします。

○ 田中（忍）委員

資料を2つ、提出させていただきました。

1つ目が、このA4横のものでして、今までこちらでも上げていただいた他自治体の条例を、今回の議題になるところまでを表に入れてきたものです。

先ほど事務局からお話がありましたように、ここでは条文の一語一句を決めていくということではないということは、もちろん承知しております。しかし、私たちが議論している今の例えば実現すべき将来像といったものが、一体どういう形で将来的に、来年度、区議会で条例という形になっていき、そして、施行されていくのかというところがわかったほうが、我々も議論しやすいかと思いました。ここで詳しく違いを述べることは、もちろん意味はないと思っておりますが、今、最初に事務局から中野区の基本構想でご説明いただいたところは、1ページ目の前文のところであります。そして、次にお話があると思いますが、基本方針や各主体の役割といったところが、3ページ目から基本方針がありまして、具体的には条文ですと目的、定義、基本理念あたりが、基本方針というところに入ってくるかと思っております。

そして、各主体の役割というのは、大体、どこの自治体でも、この6ページの第4条あたりから、市民、そして事業者、そして自治体の役割と入ってきます。

こういったところを順に追ってくださっているというのは、先ほどご説明いただいたのですが、明確にこういうふうにわかったほうがいいかなと思ひまして、僭越ながらお配りさせていただきました。

それと、もう1つは「障害者に対する合理的配慮の提供義務に関する法規定」を参考までに配らせていただきました。関連する条文だけを抜き出してあります。具体的には、法令は障害者差

別解消法と改正障害者雇用促進法の2つです。なぜこれを配ったかといいますと、今日恐らく議論するであろう各主体の役割のところに関連します。各主体の役割のところ、区とそれから事業者が入ってきます。区と事業者がどこまで何をやるべきかというところが入ってきますので、この4月から施行されたこの2つの法律で、どこまで求められているのか。自治体と事業者がどこまで求められているのかを踏まえた上で、議論したほうがいいのではないかと思います、こちらにはそういう関係のお仕事の方もいらっしゃるの、これもまた釈迦に説法になるかと思いましたが、念のためお配りさせていただいた次第です。

少しご説明させていただきますと、障害者差別解消法ですと、第7条が行政機関につきましては、この4月1日から合理的配慮を提供するという法的義務がかかっております。さらに8条で、事業者に関してはこの合理的配慮を提供しなければいけないというところについては、努力義務という形になって、かかっております。

そして、改正障害者雇用促進法ですが、これは障害者差別解消法の中で、労働に関する雇用エリアだけ切り分けられて雇用促進法に入りました。この中で36条の2、雇用における、つまり事業者といったときは、サービス提供者としての事業者と雇用主、使用者としての事業者、両面あるわけですが、使用者としての事業者の場合は、労働者の募集及び採用における場面においては、合理的配慮の提供について法的義務がかかる。そして、募集、採用以外における合理的配慮の提供については法的義務がかかるというのが、36条の3でございます。

これを踏まえた上で、実はこの4自治体のユニバーサルというのは、この障害者差別関連の法律が施行される前なのですが、ここの各主体の役割のところをごらんいただきますと、そういうふうにはなっていないのですが、今般、我々が議論しなければいけないのは、事業者と区の役割が明確にされた後のものですので、事業者、区の役割を考えるに当たっては、もう一定程度の義務が発生しているということを前提に、条例を書くわけではないですが、どういった書きぶり、どういったところを目指すのかというところは、踏まえていく必要があると思っております、お配りさせていただきました。

私も明確に、ではこうすべきだというものがあるわけではございませんので、そのところをどうしたらいいのか、皆さんのご意見をお聞きできればと思っております。

○ 竹宮会長

今の田中忍委員の資料について、ご質問ありますか。よろしいですか。

それでは、資料3につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

○ 政策室企画調整担当職員

資料3ですが、前回使用したものをさらに書き込みをしたものでございます。まず、左の「検討の視点」という列ですが、こちらが第2回、第3回の審議会でもいただいた主な意見を抜粋して載せてございます。

まず、「実現すべき将来像」につきましては、第3回で重点的に議論をさせていただきまして、今回はそれを踏まえまして、右側に「答申の内容(案)」というところに一定の書き込みをさせていただいております。では、まず前回までの主な意見をご紹介させていただきたいと思っております。実現すべき将来像につきましては、「遊ぶ、働く、生きるというような生活の場面をイメージすることが重要」というようなご意見がございました。「様々な世代の人が体験・学習を通じて、心の

バリアフリーを解放していくことを繰り返すことでユニバーサルな社会に近づいていく」「障害があってもなくても、それぞれに課題があるため、当事者というのを大きくくりで捉えることが必要」「日本語が不自由な方でも日本人と同じような形で生活できるまち」「社会状況の変化がある中で、それに合わせて柔軟に対応することが重要」「共存共生の考え方が身につく、配慮ができるようになることで前に進む力がつく」「区民だけでなく、働きに来る人や中野のまちを訪れる人など、すべての人を対象として捉えることが必要」「病気になっても在宅療養になっても、住みやすいまち」「人と人が接することで、コミュニケーションの輪を広げ、様々な方が笑顔で歩けるまち」「ユニバーサルデザインの視点を持っている区民が育つまち」「様々な立場の人が知恵を出し合い、協働して課題を解決していくまち」「社会参加しやすい（外に出やすい）、安全・安心なまち」「思いやりがあり、人に優しく、快適な住みやすいまち」「自分のやりたいことが、やりたいときに、自分でできる社会」。このようなものが主な意見として出されたものでございます。

今回は、それらの意見を踏まえまして、会長とご相談の上、「答申の内容（案）」ということで、右側に作成してございます。「誰もが自分の意思により、自立し、社会参加が活発に行われているまち」「中野区に住んでいる人、通学する人、通勤する人、訪れる人など、中野区に関わる全ての人にとって、安全・安心で快適にすごせるまち」「ユニバーサルデザインの視点が様々な世代の人に広がり、コミュニケーションが活発で、自発的な取り組みが進んでいるまち」「ユニバーサルデザインの区民への浸透度、社会状況の変化等に応じて、柔軟に対応し、スパイラルアップが進むまち」。こういったものを、答申の内容（案）ということで、右側に記載してございます。こちらに関しましては、後ほどご意見をいただければと思います。

下の行に移りまして「基本方針」、今回はここを重点的にご議論いただきたいと思います。こちらのほうも前回までの主な意見をご紹介します。「罰則を設けるのではなく、啓蒙活動等を行い、取り組みを行ったところを褒めることが適切」「ハード面の取り組みも重要であるが、区民の心の解放等（心のバリアフリー）が重要」「高齢者の健康寿命をなるべく延ばしていくという意識が必要」「多くの人の社会参加、活動を促進し、それにより本当に必要な方（重度者）に集中させる考え方が重要」「小さい頃からのユニバーサルデザイン教育が重要」「生涯学習の観点、ボランティア活動の促進の考え方が必要」「身近に触れる（体験する）ことが重要であり、様々な方との交流環境をつくる考え方が重要」「コストをかけ、特別仕様をするのではなく、知恵を出し合い何とかしていくという考え方が重要」「各年代を通じた教育・学習・体験が必要、意識改革が重要」「ユニバーサルデザインの考え方を目に見える形で表現することが重要」、例えば、まちづくり等ですね。「商品、サービスを考える際に、ユニバーサルデザインの視点が入っているということが重要」「ユニバーサルデザインの根底にはバリアフリーがあり、最低限のハード面は整備していくべきである」「女性に対する暴力という観点が重要」。こういったご意見をいただいております。

先ほど申し上げました「実現すべき将来像」の右側の「答申の内容（案）」という部分と、今ご紹介した「基本方針」。ここに関しまして、まず一括してご意見を伺いたいと思います。

○ 竹宮会長

今、ご説明ありましたように、実現すべき将来像の左側がまず出された意見です。その出された意見を今回の審議会の目標である答申とする内容に、こういうふうにとまとめられるのではない

かという案が右側に示してあります。

このまとめ方について、将来像に関する内容と答申の内容について、これが抜け落ちているとか、もう少しこういうこともあったのではないかというようなことについて、それから、基本方針について何か抜けていること、もう少しこういうふうにしたらいいのではないかというような意見について、お一人ずつ伺うような形をとらせていただきます。

○ **赤星委員**

たまたま今日、消防署に用事があって中野消防署長とお話しさせていただいたときにも思ったのですが、ここにも書いてある将来像の中で、まちの魅力が発信されると書いてあって、その中で要素というか、安全・安心ということが書いてあるのですけれども、安全・安心ということで考えると、昨今、中野絡みの事件、事故が、やたらニュース報道に流れているような気がしております。殺人事件もちょっと前まではなかったと思うのですが、毎年のように発生しておりますし、事故も結構多発しておりますので、そういう部分も含めて、恐らく警察、消防は、情報も整理しているでしょうし、原因等々についても分析している部分はあると思いますので、そういう部分も加味しながら、安全・安心という視点だけなののですけれども、より密度の濃さを高めるためにも、意見交換等をしたほうがいいのではないかなと思っています。

○ **竹宮会長**

広く意見交換できるような形をとってほしいということですね。

○ **秋元委員**

検討資料を読ませていただいて、今の時代の話ということになるのですが、私たちの社会福祉協議会の事業で、「福祉なんでも相談」というのを始めていて、実際になかなか「助けて」と言えない人たちというのは多くいるのだなど。逆にいろいろとひきこもりの問題とか、高齢者の認知症の問題もそうなののですけれども。そういう意味で考えると、さっき山崎委員がおっしゃられた、「支え、支え合う」というところを、やはり表現の中にどこか入れないといけないのかなと思っています。あとは、やはり学び合うという視点を強調すべきかと思っています。

いろいろ体験学習をやっているのですけれども、要するにマニュアルを学ぶことではなくて、いろいろな人たちが地域の中にいるのだということを、教育のベースでは学ぶことになるかと思うのです。そういう意味で言うと、実は一人一人、例えば車椅子の方であっても知的障害の方でも、いろいろな方がやっぱり違うと。だから、答えは1つではなくて、触れ合うことによって、学んでいくのだというところをやはり強調できるような方針ができればいいのかなと思っています。

実は私、先ほど最初に説明のあった基本構想の審議会委員もやっぴまして、そこで一言だけ。宇野委員もおっしゃったように、中野区の地域特性というのは山ほど勉強させていただいて、議論の中で、いろいろと中野区の特性をこう伸ばしたいな、ああしたいなという話があって。

ただ、私たちも結果づくりをしているのですけれども、大きな目標を掲げると何か全国共通のようなものになってしまうというところですから、多分、その下位にあるものの方針をもう少し中野区の地域特性を捉えて、中野区らしいものをつくり上げると。それが具体的に何かというのは言えませんけれども、そう思いました。

○ **遠藤委員**

検討の視点の、これまでの取りまとめというのを見ておるわけなのですが、やはり地域にはいろいろな方が生活していますので、その一人一人の個性というのですか、そういう方が認められるような社会ということで、多様性を認めるという、そういったまちというものを、1つ文言として取り入れるべきなのではないかと思います。

あと、やはり、どこのまちのことを検討しているのかということが、具体的に区民の皆さんにもイメージできるような形で、中野の特性というものを、より一層、打ち出した形での実現すべき将来像というものを持ってこられれば良いと思います。

○ 荻野委員

私は自分のところの町会で防災担当の役員をやっています。その中で避難を必要とする人の名簿というのが区から提供されるわけですが、それは実は手挙げ方式です。区のほうはもっといろいろなデータを持っているわけですね。本当は必要なのかもしれないけど、「いや、私はいいです」と言って、お断りになられる方もいる中で、町会の対応としては、手を挙げた人しか、逆に相手が言ってきたらちょっとということが非常に悩ましい問題ではありますけれども、もちろん目の前で困っていたら、お助けすることはできますが、「避難しなくていいんですか」と助けに行く人というのは、手を挙げた人になるわけです。そういうことで、今さらなのですけれども、個人のプライバシーですとか、そういうことって配慮が必要なのだなど、そういうふうに思っています。

自分で何とかできるという方は、できる範囲で、ご自分で行動していただくと。足りない部分をどう補うか、助けてあげることができるか、助けてほしいかという、そういう微妙なところの温度といいますか、そういった感覚にちょっと気をつけるべきなのではないかなと思っています。明らかに困っている人は、みんなで助けてあげようでいいのですが、そう感じていないご本人に対して、どう向き合うかという課題があると気づきました。

○ 鈴木委員

ユニバーサルデザインの基本方針からはちょっと外れるかもしれないのですが、まちづくりの中で、中野区というのは人口的にひとり暮らしの若い人がすごく多いと思うのですね。あと、結婚しても若い世帯だったりすると、若いうちは中野区にいて、子どもができたりとか、家族が増えていくと転出するという例がかなり多いと思うのですけれども、そこで、やはり中野区に住み続けたいと思えるまちということを入れていただくと、いいかなと思います。ユニバーサルデザインが本当に実現していけば、やっぱり住み続けたいまちと思えると思いますので、そういうことも入れていただきたいと。

あと、戻ってしまって申しわけないのですが、この小さいころからのユニバーサルデザイン教育のところ、今、中野区は人権というテーマで学校ごとにやっているということだったのですが、やはり、区からある程度、人権だけではなくて、ユニバーサルデザインでも、こういうことをしてくれというのを各学校の中でしないで、どこの学校でもできるようにとさせていただけるというのではないかなと思います。

さっき高橋委員に伺って、本当にそうだなと思うのが、体験だけではなくて、体験をした後に、本当に小学生のやわらかい頭で、これだったらどうすればいいのだろうとか話し合っ、それこそコンテストですか、子どもたちのコンテストって、すごくいいと思うので、そういうことをど

この学校でもやっていただけると、すごくいい教育になるのではないかなと思いました。

○ 高橋委員

今までの方がおっしゃったこととちょっと重なるかもしれないのですが、やはり中野の町中には、とにかくいろいろな人がいらっしゃるということ。つまり個性であったり、嗜好であったり、あるいは現状であったり、その辺のものは全て一人一人違うということなのですが、そのような人たちをまず尊重しつつ、そういう人たちがいるのだということを知って、そして、そういう考え方もあるのだというようなことを、お互いを尊重できるようなまちづくりというのが大切になってくるのではないかと思うこと。

あと、例えば隣にいる方、例えば私の隣、田中委員が今、座っておられますが、私、田中委員のことは今、ほとんど知りません。どういう方であったり、目が悪いからということもあって、どういう顔をして、どういう服を着ているということもわからないのですけれども、それ以上に、どういうところに住んでいて、どういうご趣味があってということも知りません。ということは、私は今、田中委員に対して何の興味も持てない状況にあります。やはり知り合って、そして、わかり合えるためには、まずその人に対しての興味を持つ、あるいは好奇心を持って接するというような、そういう気構えのようなものが、これは多分きっとエネルギーが要ることだと思うのです。平気のできる方もいらっしゃるし、また、すごくそういうことが苦手な方もいらっしゃるかもしれませんが、やはり、そういうようなことを勇気を出して、ちょっと労力を使いつつやっつかないと、偏見とか差別とかというのは、無知のところから始まるということもありますので、そういうような心構え、心づもりが必要になってくるのではないかと私なんかは思います。

○ 田中（章）委員

実現すべき将来像というところで、今回、田中忍委員が提供していただきました資料を見せていただいて、ここにある答申という部分を読んでいくと、自分でどういうふうなものがあるのかな、どういう言葉を入れたらいいのかなとかちょっと思って、参考になる資料をありがとうございます。

ここに載っています答申の内容というのは全くそのとおりで、多分、変な言い方をすると、皆さんおっしゃるとおり、当たりさわりのないのですが、すごく端的にまとめていくと、全くこのとおりになってくると思います。

先ほどから皆さんがおっしゃられるとおり、では中野区ではというときに関して、やっぱりどういった文言があるという部分に関しては、鈴木委員がおっしゃられたとおり、今現在、やっぱり中野区の現状というのは、人口構成とか、どういう人が住んでいるとか、例えば今、赤星委員からおっしゃられたとおり、中野区の今現在の人口とかだけではなくて、状況ですね。環境とか、そういった部分の良いところも悪いところもあると思うのですけれども、今現在が、どういう中野区であってという部分が大まかにあってもいいと思うのですね。

それで、その先に、ではこういうユニバーサルデザインを通じて、中野区というのは、将来的に、鈴木委員もおっしゃられたように、人口構成とか、やっぱり住み続けていきたいとか、そこに理想論というか、中野の理想という部分がある先に出てくると。今現在、中野区はこうだけれども、将来的にユニバーサルデザインを通じて、理想的な、こういったまちにしたいな。皆さん

がおっしゃられる内容という部分が構成されると、すごくわかりやすい条文というのですかね、何かすばらしい文になるのではないかなと思います。

○ 花堂委員

先ほど荻野委員から防災の面からというお話があったのですけれども、実は介護の利用者の方も動けない方が結構いまして、そういう方の見守りというか、防災のための、震災があったときにどうするかというのが、結構テーマになるのですけれども、やっぱりそこで出てくるのはプライバシーのことだったりとか、そういうものが結構出てきてしまったりして、私なんかは、そういうものがすごく行き過ぎていて、横のつながりがなかなか持てにくい社会になっているのではないかなと思っています。

ちょっと話が変わるのですけれども、うちは会社で月に1回、新聞を出しているのですけれども、その原稿の締め切りで、今、いろいろなことを考えている中で、たまたまこの前、先輩経営者と話をしていたときに、子どものころに『ひょっこりひょうたん島』をよく見ていたのだよということで、その歌を歌い始めたのですね。

私も原稿を書かなければいけないものですから、いろいろ調べていたら、島が爆発して流れて、みんなで助け合って生きていくみたいな。これって、まさにこれからの日本を含めて、地域のあり方なのではないかなというふうに非常に感じて。実は、あれって、5年ぐらい、1, 2, 2, 4回だったらしいのですね、15分番組で。

私、歌は本当に、今でも、最初から最後まで歌えるのですけれども、実はどういう話だったかという、余りわからないのですが、15分番組で月曜から金曜まで5年間やっていたという、そういう番組ですけれども、それを見た視聴者の女性から、あるとき手紙が来たそうです。すごく視聴率が低迷していたらしいのですけれども、その手紙の内容が、九州の炭鉱の女性からで、炭鉱が閉山して、夜、もう閉山して生活できないから自殺しようと思って、番組を見たときに、お父さんがその番組を見て、「今日がだめなら、明日があるさ」みたいな、そういう歌を聞いて、思いとどまったという話があった。やっぱり、そういう支え合えるようなまちというのは、私は他の自治体がどうのというのももちろんありますけれども、中野というのは、そういうものが目指せる地域だと私は思っているのですね。

横の連携が、経済界に行ってもいいですし、介護のほうに行っても非常によくて、お互いに関わり合っている部分が結構多いまちではないかなというところで、私はやっぱり心の部分というか、その啓蒙活動というのを大事にしていける地域だと思います。決して税収的には豊かな区ではないとは聞いているのですけれども、別にボロは着けていても心は錦で、やっていけばいいのではないかという。そういう支え合えるまちというものを目指していくというのが大事な。そのためには、やっぱり教育・啓蒙が大事だと思っています。

○ 向山委員

これまでの審議会を通じて、中野区内にはさまざまな世代の方が生活され、いろいろバリアを感じられている方がいらっしゃるということがわかりました。

なので、まずはどういったことにバリアを感じているのかということを知ることが大事だということ、又、私どもサービス業では、「サービスを提供する」、「ホスピタリティ」というのは、相手のことに関心を持つことだと言われておりますので、そのような視点が必要なのかなと思って

おります。

○ 宇野委員

ちょっと細かいのですが、ユニバーサルデザインの視点がさまざまな世代の人と書いてあるのですけれども、案のほうの3つ目、世代だけではなくて、いろいろな立場の人が入っていないというのが、気がついたところです。

○ 倉田委員

検討資料を拝見させていただいて、1つ思ったことは、基本方針で、ユニバーサルデザインを徹底的に最低限のハード面とか、そういう整理をしていくということと、これも大切ですし、小さいころからユニバーサルデザインの教育が必要というのも大切なことだということも納得できるのですけれども、私が日ごろ、いつも思っているのは、もっとユニバーサルデザインをこういうふうに話をして、条例をつくっていただいて、それを継続的に推進していく。そういう仕組みとか、流れみたいなものをつくっていただきたいなど。つくれば、つくっていく。実際にユニバーサル条例をつくっている市に住んでいらっしゃる方でも、知らないという方がいらっしゃったというのを、宇野委員からお聞きして、「あっ、そんなものなのかな」と思ってしまった。浜松のユニバーサルの条例がすごく有名なのですけれども、実際に住んでいらっしゃる方が知らないというのは、すごく私もショックだったので、そういうことを考えていきますと、本当にそういう仕組みみたいなものをつくってほしい。

では、どうすればいいかと考えていくと、社会福祉協議会とか中野ボランティアセンターでいただいたもので、地域の居場所情報一覧というのがあるのですね。いろいろな地域のところで、いろいろなイベントをやっているんです。お年寄りかもしれないし、お子さん、ママカフェとか、ママと遊ぼうという、お子さんをお持ちの方なんかも参加できるような居場所情報というのがあるのですが、そういうところと組んでいったりとか、何か方法があるのではないかな。具体的に言えないのですけれども、セーフコミュニティみたいなものを、小さい子から、年齢の高い高齢者まで、みんな、いい環境で幸せにできるような、暮らせるような、そういったものをぜひつくっていただきたいなど。

実際に、障害者差別関連の法律が改正になった後の初めてのの中野のユニバーサル条例なので、多分、すごく皆さん、全国で注目されると思うので、ちょっと違うなというのをぜひつくりたい、つくってほしいと思います。

○ 田中（忍）委員

私は、これまで皆さんがもう言われたところになってしまうのですが、2点です。

1点は、将来像とか基本方針にかかわるところというのは、何人かの方が言われていますけど、中野区の現状は今こうで、それを踏まえて、ではどうしたらいいか。ユニバーサルデザインという手法を今、使ってどうしていきたいのか。その現状把握が、もちろん初回につくっていただいた基礎資料がそれに当たると思うのですが、まだそれでは、私たちの中で中野の現状を捉えきれていないのかなという感じがしています。さっき、おっしゃった方もいらっしゃると思います。

例えば、ここにも書いていただいたのですが、合計特殊出生率が23区で第2位の低さでしたよね。こういったことで、よくほかの調査なんか、人口動態統計、これは大和総研がつくったものを見ますと、出生率が低い。そして、出生率が低い理由は、30～49歳の女性の未婚率が非

常に高いですね。例えばそういうこととかひもといていくと、どういったことかという、男性もということになるかもしれないけれども、子どもを産もうとする女性が出ていくとかね。そういったことが浮き彫りになっていて、子どもを産み、育てるのによろしくない環境なのかとか、実際は、それはあるのだと思います。

そうだとすると、皆さんも言われていることですが、若い世代から20代、30代、40代、50代になっても、住み続けてもらえるまちってどういうまちだろう。それをユニバーサルデザインの位置づけにしていくということですよね。1つですが、例えば、そういったことがあると思います。

だから、現在、さっき鈴木委員もおっしゃったように、若い人は本当にいると思うのです。中野の駅のあたりもたくさんいると思います。来街者も多いと思う。だけれども、その人たちが割合、早く出ていってしまうというのは何か。そこを分析して、それを解消するようなことをここでつくっていくということが重要なのではないかと。戻っていくと、やっぱり現状把握をもうちょっとしたいのかなと。出生率だけじゃないと思います。人口分布とか、そういうことも入ってくるのかもしれないです。それはむしろ事務局から、また教えていただければと思います。

それを踏まえて、やっぱり若い人が住み続けたいと思えるまちづくりというのが、1つです。これは鈴木委員や田中章生委員もおっしゃったことだと思います。

それから、もう1つは、いろいろな第2回で困り事というのをを出していただいたと思います。LGBTの困り事なんかも入っていて、やっぱり多様な生き方が尊重されるまちということは、これはさっき宇野委員が、世代と立場というふうに言われたのもそこだと思いますし、遠藤委員も先ほど多様な生き方というのを言われたと思うのですが、やっぱり中野はその生き方を尊重、それは私、プラスの部分だと思うのです。LGBTの方が23区内で一番多いと聞いたことがあるのですが、統計はとっていないかもしれないですが、そうすると、それはいいところなのですね。さっきの出生率が低いのは逆にいいところかもしれない、ではそれをどうやって伸ばしていくかという。それはLGBTだけではなくて、多様な生き方をどうやったら尊重できるか。それを組み込めるものが必要なのだろうなと思いました。

○ 山崎委員

実現すべき将来像のところで、私は、自分のやりたいことを、やりたいときに自分でできる社会ということを申し上げました。これが実現できれば障害者差別解消法の中の合理的配慮の欠如ということにならないのです。自分でできる環境がないから、それを何とかしろという話なので。

それを竹宮会長のほうで、誰もが自らの意思により自立し、社会参加が活発に行われているまちと言っていたと思うのです。それが共生社会だと思います。

この中でそれを目指すには、ハードのバリアと、それからハートのバリアの両方を取り除いていかないといけないと思うのです。その2つのバリアを、いきなり全部はできないですから、1つ1つ取り除いていって、最終的には共生社会、誰もが、好きなことが自分でできる社会というのを創造するのだという方向性があると良いと思いました。

この「誰もが自らの意思によって自立し、社会参加が活発に行われているまち」というところはまだ最終形ではないと思うのですが、足立区とか世田谷区のところを見ると、具体的に書いて

あるのですね。大人も子どもも若者も高齢者も障害者も外国人も、全ての人がみたいな。やはりそういう形で例を出したほうがわかりやすいと、読んだときにと思いました。あとは多様な生き方というの、先ほどのやりたいことがやりたいときにということができれば、実現できるのではないかと思います。

○ 山脇委員

4点あります。第1に、今、お話があったのですけれども、「誰もが」というところで、そこに外国人あるいは外国籍の人たちも含まれているのだということが、どういう表現をするかは考えてなければいけないところですが、含まれていることがわかるような書き方が必要と思っています。今年2月に東京都は初めて多文化共生指針を策定してしまっていて、私もその委員会にかかわっているのですけれども、そういった多文化共生の観点を踏まえていただけたらと思います。

それと関連して、2番目に、先ほど遠藤委員ほか、何人かの方がおっしゃられましたけれども、中野区の基本構想の中で、多様な文化や多様な生き方を認めるというのがありますので、1つのキーワードとして、「多様性」というのがどこかに入るとよいと思いました。

3番目に、これも既に何人かの委員の方から中野らしさがどこにあるのかというお話があったのですけれども、田中忍委員につくっていただいた資料を見ると、浜松市と足立区は実現すべき将来像のところ、余りその市、区ならではの文言が入っていないのですけれども、世田谷区や日野市だと、かなり自分たちのまちがどういうまちであるということが表現されていて、両方の書き方があると思います。今、皆さんの意見を踏まえると、世田谷区や日野市のように、中野区らしさというか、中野区がどんなまちかということが、どこかで表現されていたほうがよいと思いました。

そういう観点に立つと、この冒頭に事務局がご説明いただいた、中野のまちの将来像で、初めに、「中野区は、これまで築いてきた歴史と個性を受け継ぎながら」とあるのですが、この歴史と個性というのが何を指しているのかについて、この委員会として共通理解があり、それを踏まえて、今の時代の将来像をつくるのがよいと思いました。

最後に、これも田中忍委員からご指摘がありましたけれども、我々のこの条例は、障害者差別解消法が策定されて、恐らく全国初のものになると思いますので、そういった意味で、今までの他自治体の条例とは一味違うといえますか、1つ、新しいステージに立った、そうしたものができるとよいと思いました。

○ 徳田副会長

私の勤務先の豊島区は消滅すると言われて久しいものですから、どうなるかなと思っております。まず人口の問題というのは、一番初めに事務局とお会いしたときにお話ししまして、やはり中野区は单身の方が多いでしょうということで、ソーシャル・キャピタルですね。社会関係資本のことで言いますと、非常に弱い单身の方々と古くからいる方と両極端いるだろうというようなところが、まちの特徴なのではないかなとお聞きしております。

では、豊島区は全部だめかという、セーフコミュニティの中にちゃんと加盟しております、豊島区なりに、地域の方々と防災ですとか、さまざま小さな中で顔を見せ合いながらという形で議論しております。

中野区は古くから住んでいる方とニューカマーである新しい方々、单身の方々、いろいろな方、

いろいろな立場の方がいると思いますけれども、そういった方々の多様性のあるまち、そういったところが、ある意味、魅力的なのかもしれません。新宿まですぐ近くにありますが、私のように東京に住んでいない者からしますと、こんなに魅力的な都市はないのではないかなど、はたから見ておられると思いますので、そういったところも踏まえて、皆さん、自信を持って楽しく過ごせるようなまちになればなと思っています。

○ 竹宮会長

そうしましたら、次に各主体の役割のほうに入ってよろしいでしょうか。この説明をまず事務局からしていただいて、それから意見を求める形でよろしいでしょうか。主体の役割について、説明をお願いします。

○ 政策室企画調整担当職員

先ほどの資料3「各主体の役割」の主な意見について、ご紹介いたします。

まず、区の役割としましては、「行政と民間が一緒になってまちづくりを進めていくという観点が重要」、「社会状況変化があるという中において、方向性を示す旗振り役」の役割ではないかというようなご意見がございました。

区民につきましては、前回、以前の検討の中では、特段、ご意見は出されていないという状況でございます。

事業者についてのご意見ですが、まず、「サービス提供にどこまでコストをかけるのか悩ましい」というような率直なご意見がございました。それに関連しまして、コスト面を考えるとすぐにできないことというのがあるけれども、努力目標であっても設定することで、それに向けてスパイラルアップで近づいていくというようなことがあるというようなご意見がございました。障害者差別解消法では、事業者につきましては、合理的配慮の提供について努力義務が課せられているということで、そういった役割を明確にすることが重要ではないかというようなご意見がございました。

説明につきましては以上になります。

○ 竹宮会長

この役割について、ご意見をいただきたいと思うのですが、ご発言のある方どうぞ。

○ 田中（忍）委員

事業者の3つ目の丸は、私が申し上げた意見だと思いますが、これは先ほどご説明したように、区については当然、法的義務ですので、努力義務ではなくて法的義務ということに言いかえて、区のほうには3番目の丸としてあるということを意見というよりも事実として、そういうのがあるということをお伝えおきます。

○ 山崎委員

今からもう10年以上前になりますけれども、アメリカの障害者団体の人に、「どうしてアメリカはこんなに暮らしやすくなったの？」と聞いてみたら、「それは簡単だよ」。「事業者が障害を持っている人たちがお金を持っているのをわかったからだよ」と答えました。チャリティでやっていたら、物事って、やはり進まない。不況になったりしたら、やらなくなってしまっても、お客様として考えたら、サービスを提供するのだよと言われました。日本で市、区、県が随分変わってきていて、市民も変わってきているのですけれども、事業者というか企業が一番変わって

いないところで、理解していないところなのかなと思います。やはりチャリティだとできないことが多いです。事業者の方への教育と言ってしまうと、ちょっとおこがましいですけども、これから超高齢社会がやってきます、その対応のためにも理解してもらうことが、すごく大事。その上で、区と事業者とが一緒になってやっていくのが望ましいと思います。

○ 宇野委員

山崎委員の補足というか、障害者の親の立場からして、一言、言いたいですけれども。確かに障害者ってお金を出さないです。何と言うか、ただでもらうとか、そういうのに慣れているところがあるので。ボランティアで来てくださいというのはあるんですけど、お金を払って何かしてもらおうというのに慣れていないというか。よく避難所に長くいると、お金が使えなくなるというのと、似ているような感じがするのですけれども、そういうところはあるかなと思います。

あとは、高齢者も同じだと思うのですけれども、何か将来が不安で、老後が不安でお金が使えないというのですけれども、80歳になっても90歳になっても、老後ってあるのだそうです。ほかから聞いてきた話なのですけれども。5年ぐらいは大体トレンドではわかるので、不安ではないのですけれども、それ以降は、例えば90歳でも95歳よりも長生きしてしまうかもしれない。だから、何歳になっても老後の不安というものはあるのだそうです。だから、すごく何か使えるように、不安がなくなるようにすれば使うのだと思うのですけれども。

あと、中野の障害者福祉会館って沼袋にあるのですけれども、できたときというのは、少し反対が商店街からあったという話を耳にしました。ただ、その後に結局、障害者がお客さんになったので、お店のほうも入りやすいようにしてくれたということで、やはり日々接していると、理解は進むのではないかなと思います。

やはりお金を使わなければいけないというのは、本当そのとおりだと思います。チャリティだとだめだと思います。こんなことを言ったら、怒られるかもしれません。

○ 山崎委員

今の補足ですが、確かに障害の重度差で、いろいろ違いはあると思うのです。ただ、1つ言いたいの、僕が日本に帰ってきたのは30年前ですけれども、そのときから比べたらどれだけ多くの障害者が仕事につけるようになったかということと、大学にも入りやすくなったので、給与をもらって、ちゃんと生活している人たちがすごく増えたということがあります。僕は今、障害者向けのお出かけポータルサイトの仕事を頼まれてやっているのですけれども、それも消費者としての障害者が増えて需要がすごくあるので必要という話なのです。

ですから、もちろん、いろいろなタイプの障害者がいますけれども、お金を持っている障害者が増えてきていることが1つあります。あとは、障害者は重度の方も含めて、1人ではあまり行動しないですね。家族とか友人と行く。障害者1人と考えると1人の顧客ですけれども、家族と一緒にだと4人とか、友達と一緒にだと8人とかになるので、障害者1人だけじゃなくて、一緒に行動する人も考えると顧客としてもっと重要だという考え方もあります。

○ 高橋委員

私は当事者団体の一員として思うことがあるのですが、私は視覚障害なので、視覚障害をちょっと例に挙げますけれども、例えば杖をつけて1人でまちを歩いています。すると、健常者の方々からすると、何か声をかけやすい人とかけにくい人がいるというのです。

もう1つは、例えばコンビニに行く、あるいはファーストフードに行く。そういうお店を私たちが利用するときに、私たちのほうから大仰な態度をとってしまう。何かやってもらって当然みたいな感じで、手伝っていただくのが当たり前みたいな。そういう態度で接する方も、実は中にはいるように思います。

あと、例えば声をかけられたときに、むげに断る。「私は大丈夫です。結構です」というふうにやってしまうと、その方が次に困っている方に出会ったときに、なかなかもう勇気が出なくなってしまうというような話も聞きます。

何が言いたいかというと、やはり我々、当事者のほうから何か働きかけができる。あるいは、自分たちで何かを発信したい、変革したいという気持ち。そのようなものをやっぱり持っていかないと、周りがどうにかしてくれとか、周りが変わるべきだとか、そういうような気持ちでは、なかなかいいまちがつかれない。

つまり、やはりこれは一方向だけからじゃなくて、多方向からの努力とか心づもりが必要になってくるのだと思います。区役所だとか、あるいは企業みたいなところが、障害を持った方々がもっと自信を持って接することができるようなセミナーなんかを開いてくれると、ありがたいななどと思うこともありますし、我々の中でもそういうのを積極的に企画して、みんなに働きかけていかなければなんていうことも思っております。

○ 田中（忍）委員

今、当事者の視点で3人の方からそういうお話があったのですがけれども、翻ってみると、では社会はどうだったのかということ、社会からの働きかけということも、否定するわけではないです。

今、高橋委員たちがおっしゃったこともそうなのでしょうけれども、社会側が変わらなければいけないという視点は全くなかったらと思うのですね。だから、高橋委員たちがおっしゃるように、当事者も変わらなければならぬかもしれないけれども、社会は圧倒的にもっと変わらなければいけないと思います。それが、障害者差別解消法ができたゆえんなのだらうと私は思います。

だって、当事者が変われば社会が変わるのだったら、要らないですから。だから、もちろん、両方の働きかけということなのでしょうけれども、社会からの働きかけの1つとして、やはりユニバーサルデザインのルールというものはあるのだらうと私は理解しています。だから、今の意見を否定するわけではないのですが、我々は社会がどうできるか。どういろいろなものを変えていけるかということを考えて、一方で考えていかなければいけないと思います。当事者が変わればいいとは私は思わないです。

それと、あと1点。これは確認ですがけれども、事務局にお伺いしたいのですが、先ほど私がお配りした資料に、事業者の責務や事業者の役割というところがありまして、足立区や浜松市は5条の第2項に、事業者は何か何とにか関係なく、市民が働くことのできる職場環境の確保及びその雇用推進に努めるものとする。浜松市も、足立区もほぼ同じ第5条2項に入っています。さきほどご紹介した改正障害者雇用促進法では、事業者は努力義務ではなくて法的義務になったのですね。雇用においては障害者差別解消法の努力義務と違って、一段高いところに雇用エリアではなかったわけで、そうすると、この足立とか浜松の第5条2項のような、事業者全般には努力義務でいいという書き方にはならないでしようから、我々の考え方として。

そこは事業者の中でサービス提供者としてのときは、最低限、努力義務であり、使用者としては法的義務が課せられているという、そういう理解のもと、我々は議論を進めればいいでしょうか。

○ 岩浅健康福祉部副参事（障害福祉担当）

障害者については、雇用促進法によって義務が課せられているというのがありますけれども、いずれも、ただし書きは後ろについているのですね。このほかの区、市でつくっているものは、障害者に限らずということになっておりますので、書き方は中野区でつくる場合は工夫する必要はあるかなと思っています。

○ 竹宮会長

そのほか各主体の役割についてのご意見はございますか。

○ 秋元委員

「区民の役割」というのが空欄になっているというのは非常に気になっているので、これは区民の皆さまが多分出す、いろいろご意見が出て、これが厚くなってくるのかなと思っていますが、先ほど倉田委員が、うちの居場所情報一覧を紹介してくれました。実は、区民活動センター単位で居場所情報というのはつくってしまして、その情報を区民の方に渡すことによって、居場所が必要だという方がそこに行けるようにという、そういうガイドブック的なところをつくらせてもらっています。

実はそれをつくろうと思ったのが、うちのホームページを見ていただければと思いますが、実は10か年の活動計画というのをつくっていて、この活動計画というのは、実は区民がどう地域活動を進めるのかというところをうたっているところで、1つの重点目標の中で、多様な場をつくるという目標を立てようということを区民の方と一緒に決めたということなのですね。

その中で障害のある方もいれば、子育ての方も、また高齢者と認知症の方もいれば、いろいろなそういった居場所がつかれるというところを、多くの区民の方が、実はもう既に取り組んでいらっしゃるということです。

実はそれを狙っているのは、うちのPRになってしまって申しわけないのですが、地域の居場所になるということと言うと、やはりいろいろな区民の方も参加できるようなサロン活動とか居場所づくりができればいいかなと思っています。そういうのを、1つ1つ、紹介させていただきました。

あと、それぞれの役割もあるのですが、多分、区民の役割は、先ほど言ったように、もっと厚くなるというふうに思うのですが、実は、いろいろな課題を持っている方にアプローチするためには、特に、ひきこもりの方をうちも抱えて、支援をしているのですけれども、やはり誰かの役割だけということに言えなくて、コーディネート役の人がいて、それぞれ行政の役割と区民の役割と事業者の役割ということ、結びつける存在が、今、多くの課題を抱えている人たちのためにはやはり必要だなと思っています。

先ほど荻野議員がおっしゃった、町会、自治会がもらっている名簿なんかも、今一生懸命、町会、自治会でも取り組んでいるところが多いのですが、実際にはその名簿に登録していない人たち、要するに声を出さない人たち。実際に困っているのだけれども、助けてもらわなくてもいいやと思っている、サービスを拒否している人たち。そういった埋もれている方たちを、どうすく

い上げていくかということ、これは実は行政だけの役割ではなくて、隣近所、地べたに住んでいるやはり区民の役割かなと思っています。そういう情報をいち早く、各機関に伝えるということと、その関係機関と一緒に区民のほうも支援を行う、支え合うということがやはり必要なと思っています。

○ 竹宮会長

そうしますと、今日は多様な意見が出ました。基本方針、区民の役割のところですけども、ちょっと一区切りしましょうか。たくさん出ましたので。

支え合う、学び合うという視点、そういう表現、そういう文言をぜひ答申の中に入れていただきたい。地域にいろいろな方がいること、触れ合うことで学ぶ重要性、そういう学び合う、支え合うということが必要。多様性を認める、そういう社会にしていく。住み続けたいまちにしていく、住み続けたい、そういうことができるような、理解が進むような教育が欲しい。個性、それからお互いを尊重できるまちという意見。現状認識をもう少ししっかり踏まえた上で、もう少し理想を考えるという視点がやっぱり必要ではないか。世代だけではなく、いろいろな立場の人という表現も必要である。ハード面など、こういうユニバーサルデザインの考え方を継続していく仕組みということも必要である。多様な生き方が尊重されるようなまち、これは答申の中にもこういうような表現があったほうが良いというような意見だと理解しております。誰もがということに関しては、具体的な例を示して表現したほうが良いのではないかとこの意見。誰もがということに関しては、外国人というものもちゃんと含まれているような書き方が望ましいのではないかと、多文化共生について、こういう表現もあったほうが良いというご意見。多様性でもいいですね。それから、中野区の歴史と個性ということに関しては、共通理解があったほうが良いというようなご意見もありましたので、これはもし事務局のほうで文言にできるようにしたら、後ほどお願いしたいと思います。

各主体の役割についてですけども、いろいろな意見が出ました。なかなかまとめることが難しいのですけれども、心づもりというキーワードですね。当事者が発信していける、当事者も変わっていけるような努力を、そういう心づもりを持つようなこと。そういうともに学び合っていくことに通じるのだと思うのですけれども、そういうことが必要なのではないかと。このユニバーサルデザインのこのルールというのは、社会からの働きかけであると。こういうことをしっかり当事者だけではなく、こういうルールとしてもしっかり定めていく必要があると、そういうご指摘もございました。

それ以外に多様な意見が出ましたので、これを少し事務局と私のほうで整理をさせていただくような形にしたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

「将来像実現のための方策」につきましても、今の時点で何かご意見がございましたら、伺っておきたいと思っております。既に仕組みづくりを考えてほしいというような意見も出ておりますけれども、それ以外、その体制、仕組みについて、こういうことを少し考えておいたほうが良いのではないかとこのことがございましたらお願いします。

○ 田中（忍）委員

今日お配りした資料では、そこまで行かないかと思って、条文をお示ししていなくて、他区の条例では、その後なのですが、ここのところでは、会長のかかわっていらしゃった日野は、か

なりユニークなものを入れています。定期的に白書を出していて、どういったことをやってきたか、そして、どういう効果をなし得たか。それは白書という形ではなくてもいいです。振り返って、どういう効果が出てきたか。その尺度を何をもってするかというのも難しいですけども、やはりやるからには当初目的とした現状把握をして、こういうことをやろうとして、そして、どういう効果か。最初に狙った効果を得られたのかどうか。そういうようなことを検証する仕組みを内包しないといけないと思いました。それは中につくらないと、なかなかできないことだからです。それは、日野は持っていましたよね。

そういったこともそうですし、それからやはり当事者側から、区民側から、何かの苦情を申し立てることができる制度。これは他区のユニバーサルでは条例ではないのですけれども、ほかのタイプの条例では、そういうことが組み込まれている条例というのがありますよね。そして、苦情処理の委員会みたいなものを設ける。そういう仕組みがあれば、当事者として何か意見を言うということ是可以するので、そういった仕組みを。ユニバーサルの中からもありますし、ユニバーサル以外の条例も参考にして、意見を酌み取って、よいものに変えていく。それは多分、ユニバーサルで言えば「スパイラルアップ」という言葉を使っているのだと思いますが、スパイラルアップが本当にできる仕組みを内包してほしいというのが希望です。

○ 竹宮会長

そうしましたら、全体を通して何か言い忘れたことですか、少し補足しておきたいことがございましたら、追加でご発言ございますか。

○ 山脇委員

さきほどの主体のところの区の丸のところ、行政と民間が一緒になってまちづくりとあるのですが、民間で商店街だけだと少し狭いので、もう少し広げて考えたほうがよいと思いました。

○ 田中(忍)委員

さきほど、山崎委員からも山脇委員からもご指摘があったところなのですが、「誰もが」というところは、ぜひ、その「誰が」というのを、いろいろちゃんと全部、もう考えられる限り、全部列挙してほしいと思っています。第2回で、ここでいろいろな立場の方の困り事というのをを出していただいたときに、性別にもかかわらずと言われているのに、女性の問題というのは出していただけなかった。そして、その後も申し上げましたが出していただくことはなかった。やはり、そういうふうになってしまうのですね。少なくともこの間、第2回の資料に上げていただいた属性は、全てもちろん出しますし、それ以外も、いろいろな立場の方がいらっしゃるの、「誰もが」ということですから、思いつく限り入れていく。そして、そういうことが後々、計画をつくるときに、「あっ、これ、入っていたよね」ということで、具体的な施策に落ちていくと思うのです。あれは入っていないだろうかとかと疑問視されてしまうことになると思いますので、「あっ、これは確かに条例で対象だった」というのが、誰が見てもわかるように、明示してもらいたいと思いました。

○ 竹宮会長

そうしましたら、今日いただきました資料を事務局と私のほうでまとめさせていただきます、将来像を実現するために必要な方策の整備と検討。それから、もし可能であれば、少し早目に「答申の内容(案)」についても少しできるところからつくって、案をお示しするような形にしてい

たいと思います。

それでは、以上をもちまして、第4回ユニバーサルデザイン推進審議会を終了いたします。

終了 21 : 00